

■ 「カード会員規約」 新旧対照表(変更部下線)

改定前	改定後(2020年4月1日～)
<p>第1章 ローンカード会員規約</p> <p>第2条(カードの貸与及び取り扱い等)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理するものとし、カードを他人に貸与、預託、譲渡若しくは担保提供することはできません。</p> <p>4. 会員が、前二項(第2項、第3項)に違反して、カードを他人に利用させ又は利用された場合に生じた当社及び会員の損害は、会員のご負担となります。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 紛失等により、カードが会員以外の者に使用された場合に生じた当社及び会員の損害は、会員のご負担となります。</p> <p>7. 当社は、原則としてカードを再発行いたしません。カードの滅失・毀損・汚損・紛失等の理由により、会員が再発行を希望した際に当社が承認した場合は、カードを再発行いたします。この場合、当社はカード番号を変更することがあります。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 会員が本規約に違反し若しくは違反するおそれがあるとき、又は当社が会員のカードの利用状況が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、当社はカード及びカード情報の利用を停止することがあり、又は会員においてカードを返却していただくことがあります。</p>	<p>第1章 ローンカード会員規約</p> <p>第2条(カードの貸与及び取り扱い等)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカードの券面に表示された会員の氏名、<u>カード番号等の情報</u>(以下、「<u>カード情報</u>」といいます。)を管理するものとし、<u>カード及びカード情報</u>を他人に貸与、預託、譲渡若しくは担保提供することはできません。</p> <p>4. 会員が、前二項(第2項、第3項)に違反して、<u>カード若しくはカード情報</u>を他人に利用させ又は利用された場合に生じた当社及び会員の損害は、会員のご負担となります。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 紛失等により、<u>カード又はカード情報</u>が会員以外の者に使用された場合に生じた当社及び会員の損害は、会員のご負担となります。</p> <p>7. 当社は、原則としてカードを再発行しませんが、カードの滅失・毀損・汚損・紛失等の理由により、会員が再発行を希望した際に当社が承認した場合<u>又は当社が必要と認めた場合には</u>、カードを再発行します。この場合、当社はカード番号を変更することが<u>できます</u>。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 会員が本規約に違反し若しくは違反するおそれがあるとき、又は当社が会員の<u>カード若しくはカード情報</u>の利用状況が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、当社は<u>カード及びカード情報</u>の利用を停止することがあり、又は会員においてカードを返却していただくことがあります。</p>
<p>第3条(カードの暗証番号)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. カードの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責任がある場合を除き、これによって生じた一切の債務は、会員のご負担と</p>	<p>第3条(カードの暗証番号)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. <u>カード又はカード情報</u>の利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責任がある場合を除き、これによって生じた一切の債務は、</p>

改定前	改定後(2020年4月1日～)
なります。	会員のご負担となります。
<p>第4条(カードの利用可能枠)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、会員が以下のいずれかの事由に該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、会員に通知することなく、カードの利用可能枠の減額又は新たな貸付を中止することができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)会員のカードの利用状況・信用状態等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p>	<p>第4条(カードの利用可能枠)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社は、会員が以下のいずれかの事由に該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、会員に通知することなくカードの利用可能枠の減額又は新たな貸付を中止することができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)会員のカード又はカード情報の利用状況・信用状態等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p>
<p>第20条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員が、以下のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づくいっさいの債務について当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額をお支払いいただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)自ら振出し引受けた手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2. 会員が、以下のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づくいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額をお支払いいただきます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 会員のカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。</p> <p>3. ～4. (略)</p>	<p>第20条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員が、以下のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づくいっさいの債務について当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額をお支払いいただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)自ら振出し若しくは引受けた手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2. 会員が、以下のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づくいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額をお支払いいただきます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 会員のカード又はカード情報の利用状況が適当でないと当社が判断したとき。</p> <p>3. ～4. (略)</p>
<p>第24条(本規約の変更等)</p>	<p>第24条(本規約の変更等)</p> <p><u>1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、あらかじめ当社ホームページ(https://www.fundex.co.jp/)において公表する方法その他相当の方法で会員に周知することに</u></p>

改定前	改定後(2020年4月1日～)
	<p>より、本規約を変更することができます。</p> <p><u>(1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき</u> <u>(2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u></p> <p><u>2. 当社は、前項に基づくほか、変更後の内容を、あらかじめ当社ホームページ (https://www.fundex.co.jp/) において公表する方法その他当社所定の方法で会員に周知することにより、本規約を変更することができます。この場合には、会員は、当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。</u></p>
<p>第2章 事業者向けコースの特則 第26条(会員資格及び資金用途)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. カードの資金用途は、事業性資金に限られます。</p>	<p>第2章 事業者向けコースの特則 第26条(会員資格及び資金用途)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 資金用途は、事業性資金に限られます。</p>

株式会社セゾンファンデックス

■170-6073 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン 60 53階 TEL.03-3988-3804

■貸金業者登録番号 関東財務局長 第00897号 ■日本貸金業協会会員 第001350号